

公 示

平成23年3月1日

支出負担行為担当官
神奈川労働局
総務部長 西井裕樹

下記について、契約の相手方を公募します。

記

1. 公募内容

- (1) 業 務 名
債権管理システムソフトウェアサポート及びプログラム使用許諾契約
- (2) 業務の内容
別添仕様書のとおり

2. 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「ソフトウェア開発」で「B」「C」「D」の等級に格付され、参加地域「関東・甲信越」での資格を有している者であること。
- (5) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。（直近2年間の労働保険料の未納がないこと）

3. 特殊な技術及び施設等の条件

別添仕様書のとおり

4. 公募内容等の条件を満たす旨の意志表示

この公募内容等の条件を満たしている者で契約希望する者は、以下により意志表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成23年3月15日（火）正午
- (2) 意志表示先 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階
神奈川労働局総務部総務課会計第二係 担当：熊田
- (3) 意志表示方法 持参・郵送
- (4) 意志表示様式 別紙所定様式による

5. その他

公募の結果、当該要件を満たす者が複数者の場合、一般競争入札または企画競争を行うものとする。

本件担当・連絡先

住 所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階
担 当：神奈川労働局総務部総務課会計第二係 熊田
電 話：045-211-7350
FAX：045-651-1190

仕 様 書

1 件 名

債権管理システムソフトウェアサポート及びプログラム使用許諾契約

2 システム概要

当該システムは雇用保険法に基づく債権管理に係るシステムであり、国の債権に基づく法律等及び同法の施行規則等（以下「債権法等」という。）に対応したものでなければならず、また、債権法等の改定がなされた場合にも、これに対応できるものでなければならない。（改定等によるプログラムの改修等については、当該契約に含めず別途契約とする。ただし、軽微なものは除く。）

3 特殊な技術及び施設等の条件

- (1) 現在神奈川労働局及び各官署で使用しているシステム（コンピュータ・システム製）は、債権管理システムであり、このシステムと同等及びそれ以上のシステムプログラムの使用許諾を当方に与えることが可能であること。

なお、同等のシステムとは、現在の債権管理システムにおいて処理している計算、集計、出力等をすべて同等に行えるシステムのことであること。

- (2) 上記局及び各官署債権管理システムについてシステムサポートが可能であること。
- (3) 法改正等に伴うシステム改修が可能であること。
- (4) 上記局及び各官署債権管理システムのトラブル発生等の緊急事態に迅速に対処できること。
- (5) 局及び各官署債権管理システムに互換性があること。
- (6) 既存のハードで使用可能であること。

（カシオエントリーサーバーADPS2100/Z230-01）

各官署においては汎用 PC 使用

4 契約までの作業内容

- (1) 局及び各官署債権管理システム入れ替え作業（現存するデータの移動も含む）
- (2) 上記システムの動作確認

※各作業場所において、担当者に使用方法等の説明を行うこと。

5 契約までの作業場所

局債権管理システム : 神奈川労働局分庁舎

各官署債権管理システム : 別添のとおり

6 作業期限

平成23年3月31日（木）17時

平成23年4月1日（金）午前8時30分より通常使用できるようにすること。

※ただし、詳細な日時については、担当者と打ち合わせの上行うこと。

7 ソフトウェアサポート内容

- (1) システムの運用保守管理

日常使用する上で生じる疑問・質問に対し、電話または文書にて回答を行うこと。

- (2) 障害の復旧作業

①障害発生時に、障害原因がハードウェアかソフトウェアか、あるいはデータによるものか切り分けを行うこと。

・障害原因がソフトウェアによる場合は、プログラムを修正し、通信回線により送信を行うこと。

・障害原因がデータによる場合は、データが破損していれば通信回線により復旧作業を行い、単に誤入力の場合は、職員に原因箇所の説明を行うこと。

②上記について、障害の内容によっては、技術員を派遣し、復旧作業を行うこと。

- (3) 開発済プログラムの軽微な修正・保守

開発済プログラムを変更する場合、軽微な内容については修正・保守を行うこと。

8 サポートサービス時間

平日（月曜日～金曜日） 8時30分～17時15分

土・日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

ただし、1日24時間・1年365日常時連絡可能な体制をとること。

9 契約期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

10 個人情報保護及び作業従事者

本契約で知り得た事項は守秘義務に厳守し、情報の漏洩防止対策も万全を期すこと。作業従事者及び本契約業務に関わるものに対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

11 契約書について

契約締結に際しては、本仕様書を基に契約書を作成し、双方で内容を確認したうえで契約を締結することとする。

12 その他

（1）現在使用しているシステムプログラムのメニュー画面、出力に使用している帳票見本類、入れ替えを行うデータの内容等について、必要であれば提供する。

（2）その他、不明な点は担当者に問い合わせること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長
西 井 裕 樹 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

債権管理システムソフトウェアサポート及びプログラム使用許諾契約に
係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は貴局が公募する債権管理システムソフトウェアサポート及びプログラム使用許諾契約について
応募したいので、その旨を表示します。なお、当社は下記記載事項について相違ないことを申し添えま
す。

記

- 1 当社は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当社は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当社は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けていません。
- 4 当社は、別添（写）のとおり平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）に
おいて、「役務の提供等」で「B」「C」「D」の等級に格付けされ、参加地域「関東・甲信越」での資格
を有しています。
- 5 当社は、貴局が公募する債権管理システムソフトウェアサポート及びプログラム使用許諾に係る公募内
容等の条件を満たす証明として、別添資料を提出します。また、貴局からの要望がある場合は、システ
ムプログラムについての説明を行います。

以上

本件担当・連絡先

住 所：

担 当：

電 話：

F A X：

官 署 名	所属用 (単位: 式)	官署所在地
横浜公共職業安定所	1	横浜市中区本町3-30
横浜公共職業安定所港労働出張所 (万国 橋庁舎)	1	横浜市中区海岸通4-23
戸塚公共職業安定所	1	横浜市戸塚区戸塚町3722
川崎公共職業安定所	1	川崎市川崎区南町17-2
横須賀公共職業安定所	1	横須賀市平成町2-14-19
平塚公共職業安定所	1	平塚市松風町2-7
小田原公共職業安定所	1	小田原市本町1-2-17
藤沢公共職業安定所	1	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎2階
相模原公共職業安定所	1	相模原市富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階
厚木公共職業安定所	1	厚木市寿町3-7-10
松田公共職業安定所	1	足柄上郡松田町松田惣領2037
横浜南公共職業安定所	1	横浜市金沢区寺前1-9-6
川崎北公共職業安定所	1	川崎市高津区千年698-1
港北公共職業安定所	1	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 4階
大和公共職業安定所	1	大和市深見西3-3-21
所属用パソコン債権管理システム合計	15	
主務課用パソコン債権管理システム	1	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階
計	16	